

埼玉県福祉サービス第三者評価結果公表基準

第1 目的

この基準は、埼玉県福祉サービス第三者評価事業実施要綱第7及び同実施要領第8の規定に基づき、第三者評価事業の評価結果の公表基準について定めるものとする。

第2 評価機関

- 1 評価機関は、県に対して、県が別に定める様式で評価結果を報告する。
- 2 評価機関は、県への報告後、評価結果を公表する。なお、県への報告によって公表に替えて差し支えない。

第3 県

- 1 県は、評価機関から報告のあった評価結果をそのまま公表する。
- 2 県は、評価結果の公表後、評価結果中「④第三者評価結果に対する事業者のコメント」の更新の申し出があった場合には、内容を更新する。

第4 公表方法

- 1 評価機関及び県は、第三者評価を受審した事業者（種別、名称、住所）を別紙1のとおり公表する。
- 2 評価結果を公表することについて事業者の同意が得られた場合、評価機関及び県は、別紙2「基本調査票」及び「福祉サービス第三者評価結果」を公表する。

ただし、埼玉県行政情報公開条例第10条及び第11条に規定する「不開示情報」を除くものとする。

- 3 公表の期間は、評価結果を事業者が受理した日の翌年度から3年間とする。

第5 施行期日

この基準は、平成17年3月10日から施行する。

この基準は、平成22年10月1日から施行する。

この基準は、平成24年12月14日から施行する。

この基準は、平成26年10月1日から施行する。

